

三重県後期高齢者医療広域連合第2期データヘルス計画策定支援業務仕様書

1 業務の名称

三重県後期高齢者医療広域連合第2期データヘルス計画策定支援業務

2 業務の目的

「日本再興戦略」(平成25年6月12日閣議決定)においては、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」としている。また、データヘルス計画には健康医療情報(特定健康診査の結果や診療報酬明細書(以下、「レセプトという。」)等から得られる情報)を活用し、健康状態や健康課題を客観的な指標を用いて示すこととある。

三重県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)においてこれらの背景を踏まえ、平成27年3月に平成27年度から平成29年度を計画期間とした第1期保健事業実施計画(データヘルス計画)を策定し、事業を実施してきた。この成果を基にして、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間とし、前期3年間の実施状況を踏まえた中間見直しを行うことを前提とした第2期データヘルス計画を作成するものである。

3 契約期間

契約締結の日から平成30年3月31日まで

4 提供データ

(1) レセプトデータ

平成27年4月診療分～平成29年3月診療分(24か月分;約1,320万件)

- ・医科:CSVファイル(21_REC0DEINFO_MED.CSV)
- ・DPC:CSVファイル(22_REC0DEINFO_DPC.CSV)
- ・調剤:CSVファイル(24_REC0DEINFO_PHA.CSV)

(2) 後期高齢者健康診査データ

平成27年度～平成28年度分(2年分;約19万件)

- ・健診受診者CSVファイル・・・・・・・・・・・・・・・・「FKAC131」
- ・健診結果等情報作成抽出(健診結果情報)ファイル・・・・・・・・「FKAC163」
- ・健診結果等情報作成抽出(その他の結果情報)ファイル・・「FKAC164」

(3) 被保険者データ

広域連合電算処理システム 被保険者マスタ情報(約30万件)

JKA23M0010101_KA23F034N_000000_yyyymmddhhmmss_nn.csv

(4) 国保データベース(KDB)システム出力帳票

平成27年度～平成28年度(2年分)

- ・地域の全体像の把握. csv
- ・健診・医療・介護データからみる地域の健康課題. csv
- ・人口及び被保険者の状況_1. csv
- ・人口及び被保険者の状況_2. csv
- ・健診の状況. csv

(5) 行政区コード一覧(29市町)

(6) その他

上記に定めのないデータについて、計画作成のため新たに必要と認められるもので広域連合が提供可能なものは、受託者に提供することとする。

5 業務の内容

前項「4 提供データ」に定めるデータ等(以下、「レセプト等データ」という。)を用いて、

第1期データヘルス計画の検証を行うと共に、精度の高いデータ処理を行った上で広域連合の現状分析を行い、それらを活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業実施のための次期計画を策定する。納品する次期計画は、広域連合において加筆・修正しやすい形式にまとめて、紙冊子と併せて電子データでも納品すること。

6 業務の詳細

(1) 第1期データヘルス計画の評価・反省

広域連合の第1期データヘルス計画(平成27年度～29年度)に定義する保健事業7項目について、提供したデータを分析することにより、実施方法・実施状況・実施結果・実施効果・反省点・今後の改善点等を整理し、事業の実施評価を行うこと。

(2) データ分析における基本事項

データ分析を行うにあたっては、広域連合の医科及び調剤レセプトをデータ化し、健康診査データと突合せした上で、次の条件に従って実施すること。

- ① 傷病名、薬剤、診療行為等をマスタ情報として管理し、常に最新状態に保つこと。
- ② レセプトに記載された傷病名と診療行為(薬剤、検査、手術、処置、指導料等)を正しく結びつけると共に、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることがないようにすること。
- ③ 傷病名マスタに収載されていない傷病名も、可能な限りコード化・マスタ化して分析に用いること。

(3) 第2期データヘルス計画の基礎となる現状分析

6(2)の基本事項に基づいて、第2期データヘルス計画作成の基礎となる情報を把握するために、医療費の全体像及び医療費の負担が大きい疾患を明確にするとともに、費用対効果に応じた保健事業対象者を明確にし、三重県内市町別・年齢別等の層別化すること。分析には下記項目を記載すること。

① 基礎統計

被保険者数、レセプト件数、医療費、患者数等の当広域連合における医療費の全体像を明確にする。

② 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析すること。

③ 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類(121分類)」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にする。

④ 健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析

健康診査データとレセプトデータを組み合わせ、健康診査データの有無や健診異常値の有無、健診異常値に対する疾病での医療機関受診の有無、生活習慣病に係るレセプトの有無を判定し、被保険者のグループ化を行い分析すること。またそれぞれのグループの一人当たりの医療費、人数を算出すること。

⑤ 健康診査異常値放置者に係る分析

健康診査の結果に異常値があるにもかかわらず医療機関受診が確認できない健診異常値放置者について、より効果が高く効率が良い保健事業とするために、優先順位をつけた対象者抽出を行う。

⑥ 生活習慣病治療中断者に係る分析

かつて生活習慣病の治療を受けていたにもかかわらず、一定期間、医療機関受診が確認できない生活習慣病治療中断者について、より効果が高く効率が良い保健事業とするために、優先順位をつけた対象者抽出を行う。

⑦ 糖尿病性腎症重症化予防に係る分析

人工透析患者について、血液透析だけでなく、腹膜透析も含めた分析による医療費、人数を算出すること。また、糖尿病患者について、腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的とし、糖尿病の病期階層化を行うとともに、費用対効果の高い層から順に保健指導対象者を層別化すること。また、糖尿病の病期階層化は、対象を健康診査の検査結果のある被保険者だけに限定せず、より多くの被保険者を対象者とするために、レセプトを分析し、傷病名や診療行為・投薬の状況から判断して行うことで、健康診査の未受診者からも対象者を抽出すること。

⑧ 受診行動適正化に係る分析

重複受診、頻回受診、重複服薬の患者について、その要因となる疾病や薬剤、患者数を分析すること。また、保健事業の効果的な実施のために、患者の個々の状態（分析期間における診療履歴）を分析し、費用対効果の高い層から順に対象者を層別化すること。

⑨ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進のための普及・啓発に係る分析

分析対象期間の月ごとの普及率を金額ベース及び数量ベースで算出すること。

⑩ 薬剤併用禁忌の分析

薬剤併用禁忌の発生状況を明らかにし、薬剤併用禁忌に該当する対象者を抽出する。

⑪ 高齢者の特性を踏まえた分析

運動器の機能が低下し、要介護になるリスクが高くなる状態であるロコモティブシンドロームの医療費、患者数を分析すること。

また、高齢者に多いと考えられる多剤服薬について、薬剤種類数、年齢階層別の患者数を分析すること。

(4) データヘルス計画書（第2期）の作成

6(1)の評価・反省及び6(3)の現状分析結果を用いて、「保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きについて」（平成26年7月31日付け厚生労働省保険局高齢者医療課発の事務連絡）に記載された内容に沿って作成すること。なお、この手引きについては第2期においても今後示されるので参考にすること。計画策定にあたっては、6(3)の現状分析に基づいて広域連合の課題把握と取り組むべき保健事業等を検討したうえで、次の項目について、広域連合と協議し作成すること。なお、計画書の本文は、20頁程度とし、分析結果や表は簡易なものとし、分析結果の詳細や添付資料は別冊とすること。

① 計画策定について

- ア 背景
- イ 基本方針
- ウ データヘルス計画の位置づけ
- エ 計画期間

② 現状と課題把握

- ア 保険者の特性把握
- イ 過去の取組みの考察（第1期データヘルス計画の振り返り）
- ウ 医療情報分析結果
- エ 保健事業実施に係る分析結果
- オ 分析結果に基づく健康課題の把握

③ 保健事業実施内容

- ア 各事業の目的と概要一覧
- イ 全体スケジュール
- ウ 各事業の実施内容と評価方法

④ その他

- ア データヘルス計画の見直し
- イ 計画の公表・周知
- ウ 事業運営上の留意事項
- エ 個人情報の保護

7 情報セキュリティ対策

受託者は、本契約業務の実施に当たって、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第7号）、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」、その他関係法令に基づき必要な個人情報保護対策を講じ、実施担当者には守秘義務を課す等、委託業務の実施上知り得た情報やレセプト等データの流出を防止すること。また、作業にあたっては、以下のとおり、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うこと。

(1) 作業場所の分離

レセプト等データを取り扱う場所とその他の作業を行う場所を分離すること。

(2) 入退室管理の徹底

レセプト等データを取り扱う場所には、生体認証などによる入室管理が行われており、入室のログが記録されていること。また、入退室口には監視カメラが設置され、入退室の画像記録が残されていること。

(3) データ持ち出し対策

スマートフォン、携帯電話等の私物の持ち込みが禁止されていること。また、レセプト等データを取り扱う機器（サーバ、端末等）には、USB端子の無効化対策などによる情報流出対策が行われていること。

(4) データ盗難対策

レセプト等データは保管庫に入れ施錠すること。また、レセプト等データを格納するサーバ等の盗難対策が施されていること。

8 受託業者の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 本公告日において、平成29年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）に、大分類「調査検査業務」、中分類「計画策定・コンサルティング」、小分類「各種計画策定」を希望業種として登載されている者
- (3) 本公告から入札までの期間において、津市から指名停止等を受けていない者
- (4) ISMS（ISO/IEC27001）を取得している者
- (5) 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの期間に後期高齢者医療広域連合、又は、被保険者数10万人以上を抱える国民健康保険・被用者保険等において、保健事業実施計画（データヘルス計画）のデータ分析及び計画書作成業務を同時に受注して完了した実績がある者

9 成果品の納品

第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）として次のものを提出すること。

- (1) A4版カラー刷りで印刷製本されたもの（5部）及び電子データ（PowerPoint形式）
- (2) 計画作成及び調査・分析の過程で得られた統計結果の電子データ（Excel形式）

10 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は広域連合に対し、本業務の成果品に関するすべての著作権【著作権法（昭和45年法律第48号）第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に定める権利を含む】を広域連合に譲渡するものとする。（イラスト等含む。）ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。
- (2) 広域連合は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

11 スケジュール

平成29年8月中旬	当広域連合から委託業者へのデータ提供
平成29年8月中旬	受託者との協議（第1回）
平成29年9月下旬	受託者との協議（第2回）
平成29年10月中旬	計画書素案完成
(平成29年10月下旬	運営検討会議へ素案提出、協議)
平成29年11月上旬	運営協議会へ素案提出、協議
平成29年11月中旬	受託者との協議（第3回）
平成29年12月中旬	計画書中間案完成
(平成29年12月中旬	パブリックコメントの募集)
(平成29年1月中旬	運営検討会議へ中間案提出、協議)
平成30年2月上旬	運営協議会へ中間案提出、協議
平成30年2月中旬	受託者との協議（第4回）
平成30年3月下旬	データヘルス計画完成

※上記案にかかわらず、必要に応じて協議の機会を設け、遅滞なく計画を完成させること。

12 成果品の納品期限

平成30年3月31日

13 その他

- (1) 本仕様に定める業務に係る経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- (2) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議して定めるものとする。
- (3) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、契約者双方が協議して定めるものとする。
- (4) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ広域連合の承諾を得た場合はこの限りではない。